

秋田県高等学校PTA連合会表彰規程

1. 本連合会は学校PTAの推薦または選考委員会の推薦に基づき、次の該当者がある場合は、定時総会の席上において感謝状並びに記念品を贈呈する。選考委員会は、会長・副会長・監事を持って構成する。
 - (1) 学校PTA会長が退任する場合
 - (2) 校長が退職する場合
 - (3) 学校PTA副会長として通算3年以上その任にあって退任する場合
 - (4) 学校PTA役員として通算3年以上その任にあって特に功績が著しいと認められる者で退任する場合
 - (5) 学校PTA担当主任として通算3年以上その任にあって退職する場合
 - (6) 県高P連の活動において特に功績顕著な場合

2. 被表彰者に贈る記念品に要する費用は、被表彰者を推薦した単位PTAがこれを負担するものとする。ただし、選考委員会の推薦を受けた場合を除く。

付則 この規程は昭和60年9月30日制定。

昭和 60 年 9 月 30 日 施行

昭和 61 年 4 月 1 日 一部改正

昭和 63 年 1 月 8 日 一部改正

平成 元 年 9 月 13 日 一部改正

平成 2 年 4 月 1 日 一部改正

平成 10 年 1 月 22 日 一部改正

平成 12 年 1 月 21 日 一部改正

平成 28 年 5 月 20 日 一部改正